令和元年度

鳥取県の特別支援教育

ー理解と啓発のためにー

（写真提供：鳥取県立鳥取聾学校）

鳥取県教育委員会

1　特別支援教育とは

特別支援教育は、障がいのある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものです。

また、特別支援教育は、知的な遅れのない発達障がいも含めて、特別な支援を必要とする幼児児童生徒が在籍する全ての学校において実施されるものです。

さらに、特別支援教育は、障がいのある幼児児童生徒への教育にとどまらず、障がいの有無やその他の個々の違いを認識しつつ、様々な人々が生き生きと活躍できる共生社会の形成の基礎となるものです。

１　特別支援教育推進に向けた取組

鳥取県教育審議会答申

「鳥取県における今後の特別支援教育の在り方について（平成２７年度～令和元年度）」

基本方針１

障害者の権利に関する条約に基づき、共生社会の実現に向けてインクルーシブ教育システムの構築を目指し、その構築のため特別支援教育をさらに推進する。

基本方針２

発達障がいを含めた障がいのある全ての児童生徒等に対して適切な教育を行うとともに、早期から一貫した支援を行う仕組みを整備する。

基本方針３

特別支援学校、特別支援学級及び通常の学級に在籍する児童生徒等一人一人の能力や可能性を最大限に伸ばし、自立し社会参加できるよう、必要な支援を行う環境を整え、指導の充実を図る。

基本方針４

各地域において教育資源の組合せ（スクールクラスター）による、特別支援教育推進体制の構築を促進する。

鳥取県の「教育に関する大綱」

一人一人のニーズに対応した特別支援教育の充実

～個々の障がいの種類や程度に応じた教育の提供～

１　障がい児への支援体制の充実
２　発達障がいのある児童生徒への支援の充実
３　医療的ケアの必要な児童生徒への支援体制の充実
４　特別支援教育と障がいのある子どもの理解・啓発
５　手話教育の推進
６　特別支援学校生徒の職場定着の推進

２　令和元年度の主な取組

令和元年度　鳥取発・特別支援教育の目指す姿
「共に学び、共に暮らし、共に生きる」

① 特別支援学校の今後の在り方
〇教育審議会の部会での特別支援学校の今後の在り方についての検討開始

② 切れ目ない支援体制の充実及び特別支援教育専門性の向上
〇学習指導要領の改訂を踏まえた実践への指導助言及び特別支援教育の手引き作成
〇通級指導教室担当者（高校通級を含む）の専門性向上と研修体系の構築
〇県主催の認定免許講習による特別支援学校教員の免許状保有率の向上
〇発達障がいに関する教職員の知識・技能、指導力の向上

③ 医療的ケア実施体制等の整備
〇幼児児童生徒が安心して教育を受けることができる、医療的ケア体制のさらなる充実
〇教員、養護教諭、学校看護師が、それぞれの専門性を向上させることができる研修等の整備
・学校看護師及び教員研修の実施
・公立学校医療的ケア体制整備分科会での県内公立学校における医療的ケアの実施体制の整備と充実に向けた、重症児の在宅化に伴う学校の体制整備、医療的ケア児の通学支援などの検討等の実施
・特別支援学校医療的ケア担当者会議の開催
・常勤看護師及び非常勤看護師の配置と確保
・医療機関等との連携

④ 市町村等が行う特別支援学校児童生徒通学支援事業の見直し
〇事業見直しによる制度の一部改正
〇倉吉養護学校と中部市町の円滑な連携による事業実施

⑤ 病気療養児への遠隔教育の推進
〇病気療養児における遠隔教育の理解啓発
〇遠隔教育の児童生徒への体制整備
・病気療養児が常時在籍する病弱教育の特別支援学校及び病院内特別支援学級設置校に Orihime を８台配備。必要に応じて、一定期間入院又は自宅療養等をする公立学校児童生徒に貸し出す。
・遠隔教育における事例の分析及び検証を行い、効果的な活用について検討する。

⑥ 特別支援学校における就労促進に向けた取組
〇自己理解や人とのかかわり、働く力の基盤を育てるキャリア教育を推進する。
〇障がい者雇用促進に向けた企業への理解・啓発の促進
・就労促進セミナー事業、特別支援学校技能検定の実施
〇就労・定着支援員６名を活用し、更なる就労及び職場定着を促進する。

2　特別支援学校における教育

特別支援学校は、視覚障がい、聴覚障がい、知的障がい、肢体不自由、病弱の幼児児童生徒に対して、それぞれ、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校又は高等学校に準ずる教育を行うとともに、障がいによる学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を養うことを目的とした教育が行われています。

特別支援学校には小学部、中学部、高等部があり、学校によっては、幼稚部や専攻科もあります。

※訪問教育

障がいの状態等により通学することが著しく困難な児童生徒について、可能な限り教育を受ける機会を提供するために、特別支援学校から教員を家庭等に派遣して、指導を行う教育形態を行っている学校もあります。

（１）県内特別支援学校一覧

	学校名	障がい種別	設置学部	所在地	電話番号 ＦＡＸ番号 ホームページアドレス
県立	鳥取盲学校	視覚障がい	小・中・高 （専攻科）	６８０－０１５１ 鳥取市国府町宮下１２６５	ＴＥＬ（０８５７）２３－５４４１ ＦＡＸ（０８５７）２３—５４４２ www.torikyo.ed.jp/torimo-s/
	鳥取聾学校	聴覚障がい	幼・小・中・高	６８０－０１５１ 鳥取市国府町宮下１２６１	ＴＥＬ（０８５７）２３—２０３１ ＦＡＸ（０８５７）２７—８６０６ www.torikyo.ed.jp/toriro-s/
	鳥取聾学校 ひまわり分校	聴覚障がい	幼・小・中	６８３－０００４ 米子市上福原七丁目 １３—１	ＴＥＬ（０８５９）２３—２８１０ ＦＡＸ（０８５９）２３—２８１３ www.torikyo.ed.jp/toriro-s/himawari/introh_f.html
	鳥取養護学校	肢体不自由 病弱	小・中・高	６８０－０９０１ 鳥取市江津２６０	ＴＥＬ（０８５７）２６—３６０１ ＦＡＸ（０８５７）２７—３２０７ www.torikyo.ed.jp/toriyo-s/
	白兎養護学校	知的障がい	小・中・高 （訪問）	６８９－０２０１ 鳥取市伏野１５５０—１	ＴＥＬ（０８５７）５９－０５８５ ＦＡＸ（０８５７）５９—１２３７ www.torikyo.ed.jp/hakuto-s/
	倉吉養護学校	知的障がい 肢体不自由	小・中・高 （訪問）	６８２－０８３６ 倉吉市長坂新町１２３１	ＴＥＬ（０８５８）２８—３５００ ＦＡＸ（０８５８）２８—１１４４ www.torikyo.ed.jp/kurayo-s/
	皆生養護学校	肢体不自由 病弱	幼・小・中・高 （訪問）	６８３－０００４ 米子市上福原七丁目１３—４	ＴＥＬ（０８５９）２２—６５７１ ＦＡＸ（０８５９）３８—３４８５ www.torikyo.ed.jp/kaikeyo-s/
	皆生養護学校 皆浜分校	病弱	小・中	６８３－０００６ 米子市車尾四丁目１７—９	ＴＥＬ（０８５９）３３—４７７５ ＦＡＸ（０８５９）３７—２７１５
	米子養護学校	知的障がい	小・中・高	６８９－３５４３ 米子市蚊屋３４３	ＴＥＬ（０８５９）２７—３４１１ ＦＡＸ（０８５９）２７—３４２０ www.torikyo.ed.jp/yonagoyo-s/
	琴の浦高等 特別支援学校	知的障がい	高	６８９－２５０１ 東伯郡琴浦町赤碕１９５７—１	ＴＥＬ（０８５８）５５—６４７７ ＦＡＸ（０８５８）５５—６４６６ www.torikyo.ed.jp/kotonoura-s/
国立	鳥取大学附属 特別支援学校	知的障がい	小・中・高 （専攻科）	６８９－０９４７ 鳥取市湖山町西二丁目１４９	ＴＥＬ（０８５７）２８—６３４０ ＦＡＸ（０８５７）２８—７０７８ special.main.jp/html/

（２）県立特別支援学校エキスパート教員

鳥取県教育委員会では、公立学校において、他の教員のモデルとなるような優れた教育実践を行っている教員を「エキスパート教員」として認定し、その高い技術を普及させていくことにより、教員の指導力向上を図っています。県立特別支援学校では、１７名の教員が認定されています。

【エキスパート教員の役割】
〇日々の授業を積極的に公開します。
〇校内の教科指導等において、他の教員に対して専門的な指導、助言を行います。
〇地域の学校の研究会等において助言を行います。

特別支援学校エキスパート教員一覧

教　員	所　属　校	認　定　分　野
大場　敏則	鳥取盲学校	理療科
谷田　育子	鳥取聾学校	自立活動
高原　美喜子	鳥取聾学校	自立活動
奥村　操子	鳥取養護学校	自立活動
竹原　光広	鳥取養護学校	自立活動
山口　和恵	鳥取養護学校	教科等を合わせた指導
倉田　利江子	鳥取養護学校	教科等を合わせた指導（生活単元学習）
児山　隆史	倉吉養護学校	自立活動
内田　直美	倉吉養護学校	自立活動
北野　京子	倉吉養護学校	自立活動
山本　千恵	倉吉養護学校	教科等を合わせた指導（生活単元学習）
米谷　めぐみ	皆生養護学校	自立活動
山田　知子	皆生養護学校	自立活動
毛利　英子	皆生養護学校	自立活動
永井　弓子	米子養護学校	音楽
山根　康代	琴の浦高等特別支援学校	自立活動
徳持　豊志	琴の浦高等特別支援学校	農業

3　小・中・高等学校における教育

一人一人の生きる力や児童生徒のニーズに対応するために、学校全体で特別支援教育に取り組むことが大切です。校内支援体制により、全教職員で児童生徒を支援しています。

①　校内委員会の設置　（全小・中・義務教育学校・高等学校において設置）

【校内委員会とは】

特別な教育的支援を必要とする児童生徒の実態把握を行い、個々の課題について全教職員の理解のもとに、学校全体でより適切な指導・支援をするための校内組織

②　特別支援教育主任（担当）の指名　（全小・中・義務教育学校・高等学校において指名）

【特別支援教育主任（担当）とは】

特別な教育的支援を必要とする児童生徒に適切な支援を行うために、学校内の支援体制を整えるとともに、外部の教育・医療・福祉・労働等の関係機関との連絡調整及び保護者に対する学校の窓口の役割を担う中心的存在

③　個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成と活用

【個別の教育支援計画とは】

特別な教育的支援を必要とする児童生徒一人一人について、学校生活だけでなく家庭生活や地域での生活も含め、長期的な視点に立って幼児期から学校卒業後までの一貫した支援を行うため、家庭や医療機関、福祉施設、労働関係機関等と連携し、様々な側面からの取組を示した計画

【個別の指導計画とは】

特別な教育的支援を必要とする児童生徒一人一人について、指導の目標や内容、配慮事項などを示した計画

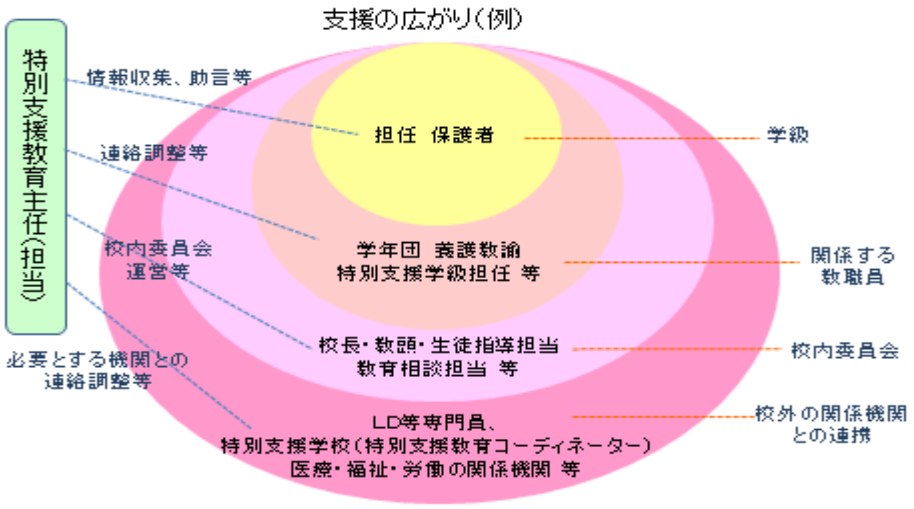

（１）通常の学級における教育

通常の学級に在籍している特別な支援を必要とする児童生徒を含め、全ての児童生徒にとって安心して過ごせる学級集団づくりを目指しています。

また、学校全体で児童生徒の実態把握を行い、全教職員の理解のもと、児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた指導・支援の充実を図っていきます。

☆　安心して過ごせる学級集団づくりに必要な観点　☆

・教員の児童生徒理解　　・認め合い支え合う人間関係づくり

・学びを保障する授業づくり　　・学級経営を支えるチーム支援体制づくり

【参考】　「平成３０年度鳥取県学校教育のめざすもの」平成３０年３月

「高等学校における特別支援教育の手引き」　平成２７年３月

（２）通級による指導

通級による指導とは、小・中・義務教育学校の通常の学級に在籍し、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする児童生徒を対象とし、ほとんどの授業を通常の学級で受けながら、障がいの状態等に応じて特別の指導を受ける教育形態です。通級による指導を行う場として、「通級指導教室」を設置しています。

また、平成３０年度より高等学校に通級指導教室が設置されました。

高等学校に在籍し、障がいの状態の改善、又は克服を目的とした指導が必要な生徒を対象とし、障がいの状態等に応じて年間７単位を超えない範囲で、特別の指導を行います。

※通級指導教室のある学校

＜東　部＞	＜中　部＞	＜西　部＞
鳥取市久松小学校（言語）	倉吉市立上灘小学校（言語）	米子市立車尾小学校（発達）
鳥取市立湖山西小学校（言語）	倉吉市立小鴨小学校（言語）	米子市立啓成小学校（言語）
鳥取市立美保南小学校（発達）	倉吉市立明倫小学校（発達）	米子市立明道小学校（発達）
鳥取市立湖山小学校（発達）	倉吉市河北小学校（発達）	米子市立就将小学校（発達）
鳥取市立面影小学校（発達）	湯梨浜町立羽合小学校（発達）	米子市立福米東小学校（発達）
鳥取市立宮ノ下小学校（発達）	三朝町立三朝小学校（発達）	米子市立弓ヶ浜小学校（発達）
鳥取市立浜坂小学校（発達）	三朝町立三朝中学校（発達）	米子市立加茂小学校（発達）
鳥取市立浜村小学校（発達）	北栄町立大栄小学校（言語・発達）	米子市立湊山中学校（発達）
鳥取市立南中学校（発達）	琴浦町立八橋小学校（発達）	米子市立福米中学校（発達）
鳥取市立湖東中学校（発達）	琴浦町立東伯中学校（発達）	境港市立境小学校（発達）
岩美町立岩美北小学校（発達）	県立倉吉養護学校（発達）	境港市立余子小学校（言語）
八頭町立郡家西小学校（発達）	県立鳥取聾学校さんさん教室（難聴・言語）	境港市立第二中学校（発達）
智頭町立智頭小学校（発達）	※倉吉市立上灘小学校内	大山町立名和小学校（発達）
県立白兎養護学校（発達）	倉吉総合産業高等学校（発達）	大山町立大山中学校（発達）
県立鳥取聾学校（難聴・言語）		南部町立西伯小学校（発達）
県立智頭農林高等学校（発達）		伯耆町立岸本小学校（発達）
		県立米子養護学校（発達）
		県立鳥取聾学校ひまわり分校（難聴・言語）
		県立米子白鳳高等学校（発達）

（３）通級による指導の入級について

○市町村に設置されている通級指導教室への入級については、各市町村教育委員会が判断を行います。入級までの手続きは市町村によって多少の違いがありますが、基本的には概ね右図のとおりです。

○高等学校の通級指導教室は、自校通級のみです。

通級指導教室に入級を希望される保護者の方は、まずは児童生徒の在籍している学校の担任等にご相談ください。

入級までの手続き等は、下記特別支援教育課ホームページをご覧ください。

http://www.pref.tottori.lg.jp/127876.htm

http://www.pref.tottori.lg.jp/128111.htm

入級手続き等の流れ図（例）
※市町村設置の場合

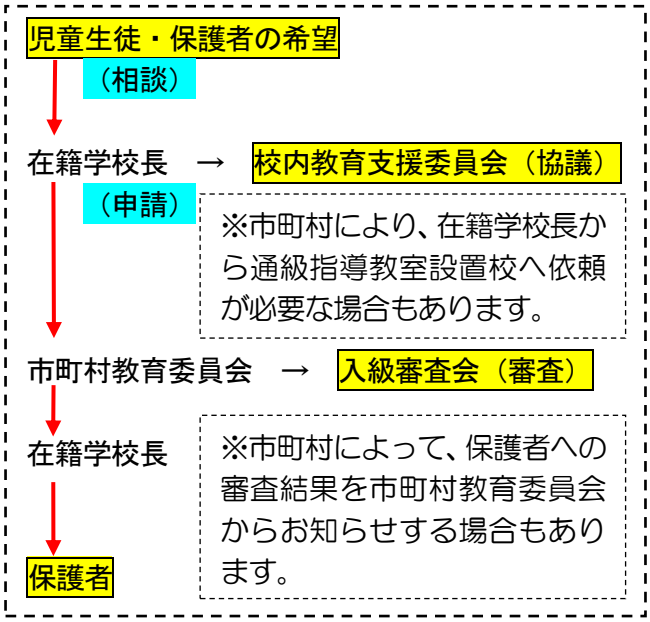

（４）特別支援学級における教育

児童生徒の障がいの状態等に即した指導を行うために、特別に編成された少人数の学級です。特別支援学級に在籍する児童生徒に対して、児童生徒の実態に応じた特別な教育課程を編成して教育を行っています。

※特別支援学級が設置されている学校（令和元年５月１日現在の設置校に〇を表示）

【東部　小学校・義務教育学校】

市町村名	学校名	設置特別支援学級						
		知的	肢体不自由	病弱	弱視	難聴	言語	自閉・情緒
鳥取市	久松	〇		〇				〇
	醇風	〇						〇
	邊喬	〇	〇					〇
	修立	〇	〇					〇
	日進	〇	〇					〇
	富桑	〇	〇					〇
	稲葉山	〇						〇
	城北	〇	〇			〇		〇
	美保	〇			〇			〇
	賀露	〇		〇				〇
	明徳	〇						
	倉田		〇					〇
	面影	〇	〇			〇		〇
	神戸	〇						
	美和	〇				〇		〇
	大正	〇				〇		〇
	東郷							
	明治	〇						
	世紀	〇						〇
	湖山	〇						〇
	末恒	〇						〇
	米里	〇						〇
	津ノ井	〇						〇
	浜坂	〇						〇
	岩倉	〇						〇
	美保南	〇	〇					〇
	湖山西	〇						〇
	中ノ郷	〇						〇
	若葉台	〇	〇					〇
	宮ノ下	〇				〇		〇
	国府東	〇						〇
	河原第一	〇			〇	〇	〇	〇
	西郷	〇						
	散岐	〇	〇					
	用瀬	〇						〇
	佐治	〇						
	宝木	〇						
	瑞穂							
	浜村	〇						〇
	逢坂							〇
	青谷	〇		〇				〇
	湖南学園	〇						〇
	福部未来学園	〇						〇
	鹿野学園	〇						
岩美町	岩美南	〇						〇
	岩美北	〇						〇
	岩美西	〇						〇
八頭町	郡家東	〇		〇				〇
	郡家西	〇	〇			〇		〇
	船岡	〇						〇
	八東	〇				〇		〇
若桜町	若桜学園	〇						〇
智頭町	智頭	〇	〇					〇

【東部　中学校・義務教育学校】

市町村名	学校名	設置特別支援学級						
		知的	肢体不自由	病弱	弱視	難聴	言語	自閉・情緒
鳥取市	東	〇						〇
	のぞみ分校							〇
	西	〇						〇
	南	〇	〇					〇
	北	〇	〇					〇
	江山	〇						〇
	高草	〇						〇
	湖東	〇						〇
	桜ヶ丘	〇						〇
	中ノ郷	〇	〇					〇
	国府							〇
	河原	〇						〇
	千代南	〇						〇
	気高	〇						〇
	青谷	〇						〇
	湖南学園							
	福部未来学園							〇
	鹿野学園							〇
岩美町	岩美	〇						〇
八頭町	八頭	〇	〇			〇		〇
若桜町	若桜学園	〇						〇
智頭町	智頭	〇			〇			〇

【中部　小学校】

市町村名	学校名	設置特別支援学級						
		知的	肢体不自由	病弱	弱視	難聴	言語	自閉・情緒
倉吉市	西郷	〇				〇		〇
	河北	〇		〇		〇		〇
	明倫	〇		〇				〇
	成徳	〇						〇
	上灘	〇				〇		〇
	小鴨	〇	〇					〇
	上小鴨	〇						〇
	北谷	〇						
	高城	〇		〇				〇
	社	〇						〇
	灘手	〇						
	上北条	〇	〇					〇
	関金	〇		〇				〇
湯梨浜町	羽合	〇	〇			〇	〇	〇
	泊	〇						〇
	東郷	〇			〇		〇	〇
三朝町	三朝	〇	〇	〇			〇	〇
北栄町	北条	〇					〇	〇
	大栄	〇						〇
琴浦町	浦安	〇						〇
	聖郷	〇	〇					〇
	八橋	〇		〇	〇			〇
	赤碕	〇						〇
	船上	〇						〇

【中部　中学校】

市町村名	学校名	設置特別支援学級						
		知的	肢体不自由	病弱	弱視	難聴	言語	自閉・情緒
倉吉市	東	〇		〇				〇
	西	〇						〇
	久米	〇		〇				〇
	河北	〇		〇				〇
	鴨川	〇						〇
湯梨浜町	湯梨浜	〇		〇		〇		〇
三朝町	三朝	〇						〇
北栄町	北条	〇		〇				〇
	大栄	〇		〇				〇
琴浦町	東伯	〇		〇				〇
	赤碕	〇		〇				〇

【西部　小学校】

市町村名	学校名	設置特別支援学級						
		知的	肢体不自由	病弱	弱視	難聴	言語	自閉・情緒
米子市	明道							○
	義方	○				○		○
	啓成	○						○
	就将	○		○		○		○
	車尾	○		○				○
	福生東	○						○
	福生西	○						○
	福米東	○				○		○
	福米西	○		○				○
	加茂	○						○
	河崎							○
	住吉	○	○					○
	尚徳	○						○
	五千石							○
	彦名	○						○
	崎津	○	○					○
	大篠津	○						○
	和田	○	○					○
	弓ヶ浜	○	○			○		○
	成実	○						○
	箕蚊屋	○		○				○
	伯仙	○		○				○
	淀江	○						○
境港市	渡	○						○
	外江	○						○
	境	○						○
	上道	○						○
	余子	○						○
	中浜	○						○
	誠道							○
南部町	西伯	○						○
	会見	○		○		○		○
	会見二							
伯耆町	岸本	○	○	○				○
	八郷	○						○
	二部	○						
	溝口	○						○
日吉津村	日吉津	○		○		○		○
大山町	大山西	○	○					○
	大山	○						
	名和	○	○					○
	中山		○					
日南町	日南	○						○
日野町	黒坂	○						
	根雨							
江府町	江府	○						

【西部　中学校】

市町村名	学校名	設置特別支援学級						
		知的	肢体不自由	病弱	弱視	難聴	言語	自閉・情緒
米子市	東山	○						○
	福生	○						○
	いずみ分校							○
	福米	○						○
	湊山	○		○				○
	後藤ヶ丘	○						○
	美保	○			○			○
	弓ケ浜	○		○				○
	尚徳	○		○				○
	加茂	○						○
	淀江	○						○
	箕蚊屋	○		○				○
境港市	第一							○
	第二	○						○
	第三	○						○
南部町	法勝寺	○		○				○
	南部	○						○
伯耆町	岸本	○						○
	溝口					○		○
大山町	大山	○						○
	名和	○						○
	中山	○						○
日南町	日南	○		○				○
日野町	日野	○						○
江府町	江府	○		○				○

※院内学級が設置されている学校

＜東　部＞	＜中　部＞	＜西　部＞
鳥取市立病院内 鳥取市立美保南小学校 鳥取市立南中学校	県立厚生病院内 倉吉市立上灘小学校 倉吉市立東中学校	鳥取大学医学部附属病院内 米子市立就将小学校 米子市立湊山中学校

＊病弱（院内）学級

疾患等により医療施設に入院している児童生徒が、その入院期間中、病気の状態に応じ、退院後の学校生活に適応できるように各教科の指導や健康状態の回復・改善を図る指導を行っています。

4　教育相談について

（１）特別支援学校の教育相談

県内の特別支援学校では、地域における障がいのある乳幼児や児童生徒の保護者、教員に対して教育相談を実施しています。

月曜日から金曜日まで電話やファクシミリ、来校による相談や面談、学校見学等に随時応じています。園や学校等へ出かけて直接相談に応じる訪問相談も行っていますので、各学校の特別支援教育コーディネーター（下記担当者）にご相談ください。

【各特別支援学校の相談窓口】

学　校　名	障がい種別	担　当	連　絡　先
鳥取盲学校	視覚障がい	田村　真千子	TEL ０８５７－２３－５４４１ FAX ０８５７－２３－５４４２
鳥取聾学校	聴覚障がい	馬場　理恵子	TEL ０８５７－２３－２０３１ FAX ０８５７－２７－８６０６
鳥取聾学校 ひまわり分校	聴覚障がい	松本　希和	TEL ０８５９－２３－２８１０ FAX ０８５９－２３－２８１３
鳥取養護学校	肢体不自由、病弱	福代　幸枝	TEL ０８５７－２６－３６０１ FAX ０８５７－２７－３２０７
白兎養護学校 【発達障がい教育拠点】	知的障がい 発達障がい	漆原　美恵子	TEL ０８５７－５９－０５８５ FAX ０８５７－５９－１２３７
倉吉養護学校 【発達障がい教育拠点】	知的障がい、肢体不自由、発達障がい	大木　公子	TEL ０８５８－２８－３５００ FAX ０８５８－２８－１１４４
皆生養護学校	肢体不自由、病弱	紙本　早知子	TEL ０８５９－２２－６５７１ FAX ０８５９－３８－３４８５
米子養護学校 【発達障がい教育拠点】	知的障がい 発達障がい	中嶋　朱美	TEL ０８５９－２７－３４１１ FAX ０８５９－２７－３４２０
琴の浦高等特別支援学校	知的障がい	渡部　真里子	TEL ０８５８－５５－６４７７ FAX ０８５８－５５－６４６６
鳥取大学附属特別支援学校	知的障がい	奥本　文枝	TEL ０８５７－２８－６３４０ FAX ０８５７－２８－７０７８

【高等学校支援担当】

学　校　名	担　当	連　絡　先
白兎養護学校	荒尾　貴子	TEL ０８５７－５９－０５８５
倉吉養護学校	本庄　由佳	TEL ０８５８－２８－３５００
米子養護学校	中嶋　朱美	TEL ０８５９－２７－３４１１

（２）ＬＤ等専門員による教育相談

ＬＤ等専門員は、発達障がいのある又は可能性のある幼児児童生徒及びその在籍園・学校の教職員、保護者等への相談活動や理解啓発にあたるとともに、小中学校等へ計画的に出かけて特別支援教育の校内（園内）支援体制の機能の充実に向けて支援を行っています。

各園・学校、ＰＴＡ等の研修会にも講師として出かけますので、気軽にご相談ください。

相談等の申し込みは、電話で行ってください。

【相談の形態】

☆巡回相談

担当のＬＤ等専門員が、小学校、中学校、義務教育学校、公立幼稚園を計画的に訪問します。

☆依頼相談

担当のＬＤ等専門員が、幼稚園、保育所、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校等からの依頼に応じ、幼児児童生徒及びその指導に携わる教員や保護者等を対象に相談活動を行います。

【公立幼稚園・小学校・中学校・義務教育学校の担当】

相談担当区域	ＬＤ等専門員	所属	電　話　番　号
鳥取市義務教育学校（福部未来学園）、八頭町、智頭町、若桜町若桜学園	泉　久美子	東部教育局	０８５７－２１－１５１５
鳥取市義務教育学校（鹿野学園）、岩美町	大林　幹嗣	鳥取県いじめ・不登校総合対策センター	０８０－８２３４－９７９５
鳥取市（中学校区：東・国府・桜ヶ丘・千代南・青谷）、鳥取市義務教育学校（湖南学園）	大川　祐子	鳥取市立修立小学校	０８０－１９３７－２２０８
鳥取市（中学校区：西・北・南・中ノ郷）	高橋　佐織	鳥取市立北中学校	０８０－１９３７－２２０９
鳥取市（中学校区：湖東・高草・河原・気高）	中島　康太	鳥取市立高草中学校	０９０－５３７３－６５３８
鳥取市（中学校区：江山）	阪本　清美	特別支援教育課	０８５７－２６－７５９８
倉吉市	佐伯　志保子	倉吉養護学校	０９０－８９９８－９３０５
湯梨浜町、北栄町	永田　みどり	湯梨浜町立羽合小学校	０８０－１９３７－２２１０
琴浦町、三朝町	尾﨑　久仁香	中部教育局	０８５８－２３－９２５０
米子市（（※）を除く）、日吉津村	田澤　理恵 青木　直妃	米子市立福生西小学校 米子市立後藤ヶ丘中学校	０８５９－２３－５４３２ （米子市教育委員会学校教育課）
境港市、米子市の一部（※）	松下　環	境港市立境小学校	０８０－８２３４－９７９６
西伯郡（日吉津村は除く）	山本　泉弥	伯耆町立八郷小学校	０８０－１９３７－２２１３
日野郡	村尾　慎一	西部教育局	０８５９－３１－５０９３

※　美保中学校、弓ヶ浜中学校、彦名小学校、崎津小学校、大篠津小学校、和田小学校、弓ヶ浜小学校

【高等学校の担当】

相談担当区域	ＬＤ等専門員	所　　属	(上段)電　話　番　号 (下段)ファックス番号
全県	阪本　清美	特別支援教育課	０８５７－２６－７５９８ ０８５７－２６－８１０１
全県	大林　幹嗣	いじめ・不登校 総合対策センター	０８０－８２３４－９７９５ ０８５７－３１－３９５８
東部	泉　久美子	東部教育局	０８５７－２１－１５１５ ０８５７－２２－１６０７
中部	尾﨑　久仁香	中部教育局	０８５８－２３－９２５０ ０８５８－２３－５２０３
西部	村尾　慎一	西部教育局	０８５９－３１－５０９３ ０８５９－３５－２０９６

（３）いじめ・不登校総合対策センターによる教育相談

【電話相談・来所相談等による相談】

教育、子育てに関する不安や悩みをご相談ください。

＊　来所相談：９：００～１７：００

＊　電話相談：８：３０～１７：１５

＊　訪問相談にも応じています。

【専門指導員による相談・個別指導】

発達や言葉の遅れが気になる幼児について、保護者や教育関係者の相談をお受けします。子どもの発達支援に詳しい専門指導員が相談及び個別指導を行います。

【専門医による教育相談会】

発達の遅れや障がい、就学に関すること等について県内３か所（東部・中部・西部）で、月１～２回程度小児科、精神科の専門医が相談に応じています。

上記の相談は、いじめ・不登校総合対策センター教育相談担当に直接お申し込みください。

〒680-0941　鳥取市湖山町北５丁目２０１

ＴＥＬ：０８５７－２８－２３２２

ＦＡＸ：０８５７－３１－３９５８

e-mail：ijime-futoukou@pref.tottori.lg.jp

URL：http://www.pref.tottori.lg.jp/ijimefutoukou/

（４）医療機関とつながるときには

学校現場においては、年々医療との連携のニーズが高まり、受診に至るケースが増えてきています。

一方で、学校での様子や受診の目的が医療機関に正確に伝わらないというケースも見受けられます。

その中で、鳥取県では学校、保護者、医療機関の情報共有を図り、適切な医療機関受診を図るために「医療機関受診における問診票」の活用を進めているところです。

「医療機関受診における問診票」には、「問診票（学校）」と「問診票（保護者用）」があります。

詳しくは、下記鳥取大学医学部附属病院のホームページをご覧ください。

http://www2.hosp.med.tottori-u.ac.jp/departments/center/child-psychosomatic/2780/18290.html

5　就学について

平成２５年９月１日に、学校教育法施行令が一部改正となりました。就学先の決定については、市町村教育委員会が、本人・保護者に対し十分情報提供をしつつ、本人・保護者の意見を最大限に尊重し、本人・保護者と市町村教育委員会、学校等が教育的ニーズと必要な支援について合意形成を行うことを原則とし、最終的には市町村教育委員会が決定することとなります。

市町村教育委員会では、障がいのある幼児児童生徒の就学について就学相談を行っています。一人一人の発達や障がいの状態に応じて、持っている力を十分に伸ばすためには、どのような教育が必要か、最も適切な教育はどこで受けられるのか等について相談してください。就学後も、発達の程度や適応の状況等を見ながら、「個別の教育支援計画」等を活用し、学びの場を見直していけるよう、学校等とも相談を継続していきます。

なお、疾病の治療又は生命・健康の維持のため療育に専念することを必要とし、教育を受けることが困難又は不可能な幼児児童生徒については、保護者の願い出により就学義務が猶予又は免除されます。

就学に関する手続きについては、下記特別支援教育課ホームページに掲載の「就学事務の手引き」（平成３０年４月）を参照してください。

http://www.pref.tottori.lg.jp/247422.htm

（１）学校が決まるまで　－就学手続きの流れ－

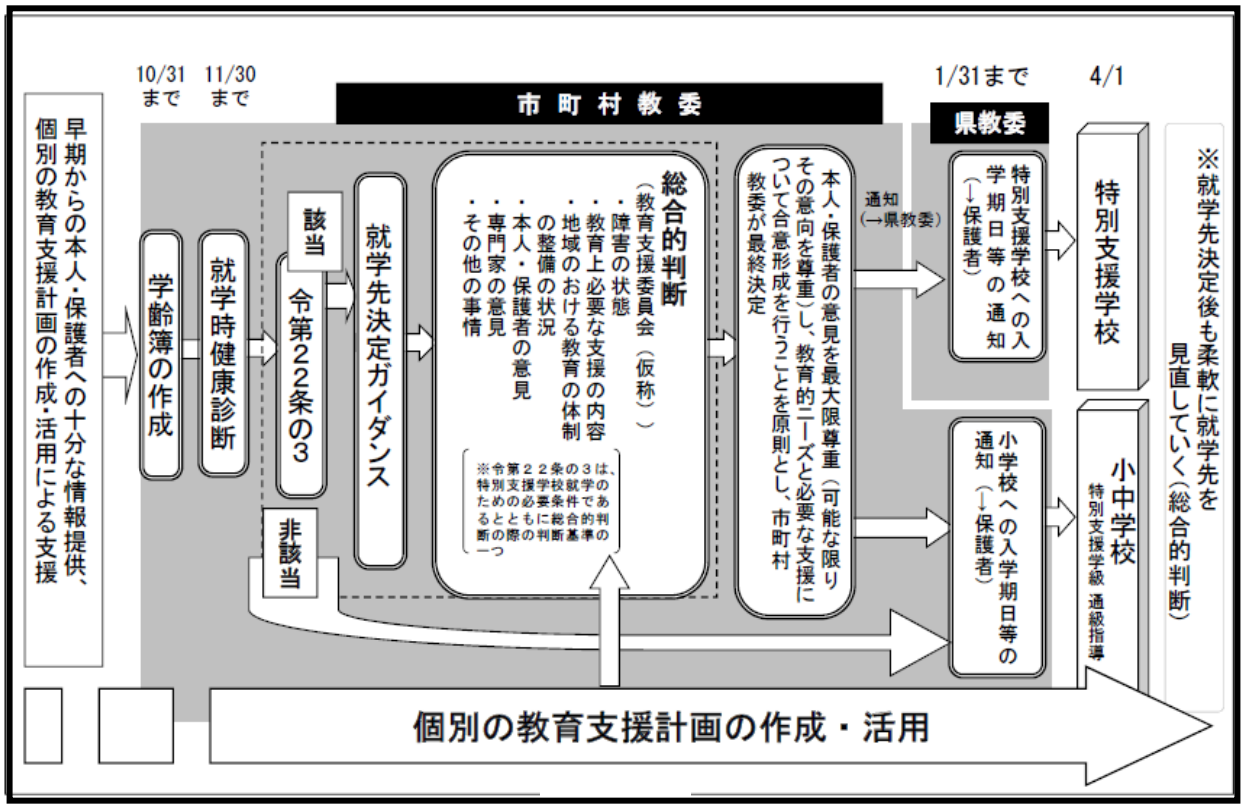

※文部科学省「教育支援資料」より抜粋

（２）就学奨励費事業

特別支援学校及び小・中学校・義務教育学校の特別支援学級に就学している幼児児童生徒の保護者等の経済的負担を軽減し、就学を奨励するために、その負担能力の程度に応じて、就学に必要な諸経費（通学費、給食費、修学旅行費、校外学習費、学用品等）が支給されます。

6 手話の普及について

鳥取県では、平成２５年１０月に全国初の「鳥取県手話言語条例」を制定して以降、共生社会の実現をめざし、聾学校及び地域において手話普及の取組を進めています。

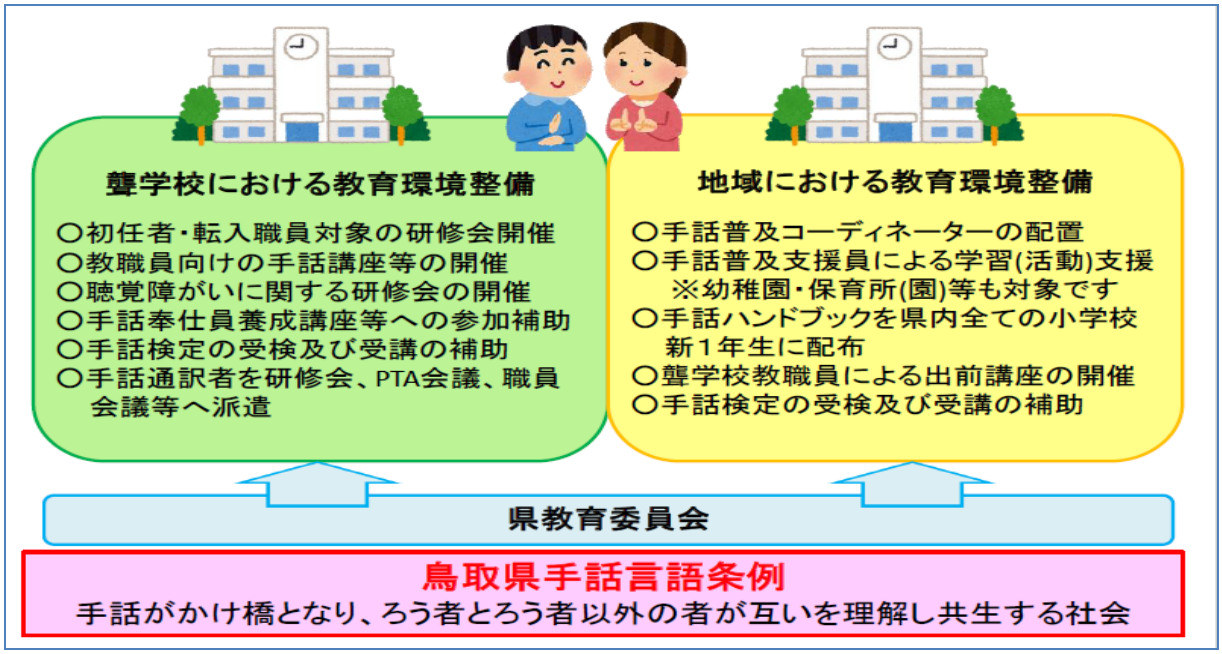

手話普及支援員を派遣し、学校（園）における手話学習をサポートしています。平成３０年度は、県内の９８校（園）に対し、延べ９６５人の手話普及支援員を延べ４３１回派遣しました。

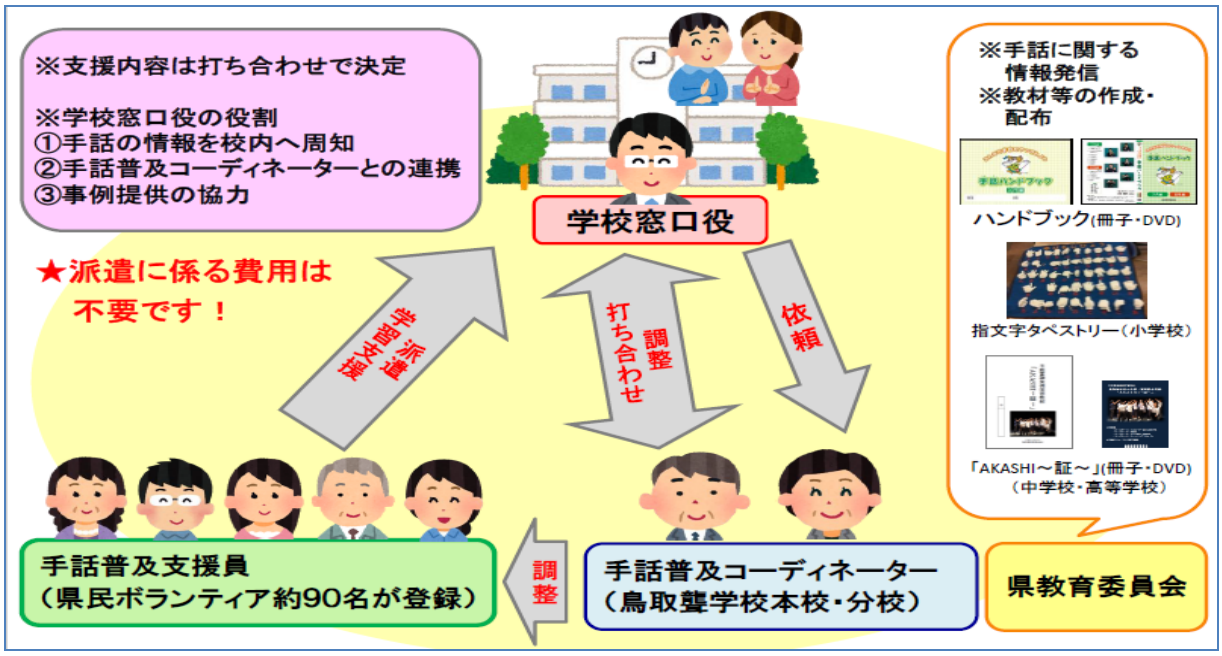

★手話普及に関する取組の詳細は、下記ホームページから御覧いただけます。

http://www.pref.tottori.lg.jp/265402.htm

手話学習のまとめや力試しに

手話検定の受検料を補助しています！

詳しくは、特別支援教育課（先生方への補助）・鳥取県社会福祉協議会（児童生徒への補助）へお問い合わせください。＜問合先＞特別支援教育課（0857-26-7575）鳥取県社会福祉協議会（0857-59-6331）

7　交流及び共同学習の推進について

（１）交流及び共同学習の意義

交流及び共同学習は、障がいのある児童生徒等にとっても、障がいのない児童生徒等にとっても、経験を深め、社会性を養い、豊かな人間性を育むとともに、お互いを尊重し合う大切さを学ぶ貴重な機会です。

また、このような交流及び共同学習は、学校卒業後においても、障がいのある児童生徒等にとっては、様々な人々と共に助け合い支え合って生きていく力となり、積極的な社会参加につながるとともに、障がいのない児童生徒等にとっては、障がいのある人に自然に言葉をかけて手助けをしたり、障がいのある人に対する支援を行う場に積極的に参加したりする行動や、人々の多様な在り方を理解し、障がいのある人と共に支え合う意識をつくり出すことにつながるなど、社会における「心のバリアフリー（※）」の実現に向けて大きな意義があります。

（２）交流及び共同学習の形態

交流及び共同学習には、学校間交流、居住地校交流のように異なる学校の児童生徒等が行う場合と、小・中・義務教育学校の通常の学級と特別支援学級のように学校内の児童生徒等が行う場合があります。また、地域の福祉施設等と連携して行う障がいのある人と交流もあり、それぞれの学校や地域の状況に応じて、継続的に実施できる方法を選択し、又は組み合わせて行います。

学校間交流

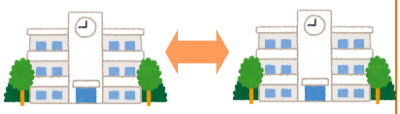

小学校、中学校、義務教育学校、高等学校等と特別支援学校の児童生徒等が交流及び共同学習を行う形態

居住地校交流

特別支援学校の児童生徒が居住地域の小・中・義務教育学校等へ行き、交流及び共同学習を行う形態

学校内の交流

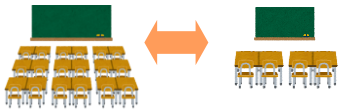

通常の学級と特別支援学級の児童生徒が交流及び共同学習を行う形態

（３）交流及び共同学習の手続き

県立特別支援学校と市町村（学校組合）立小学校、中学校、義務教育学校が交流及び共同学習を実施する際は、以下の手続きを経て実施してください。様式１～３は、下記ホームページからダウンロードできます。(https://www.pref.tottori.lg.jp/123222.htm)

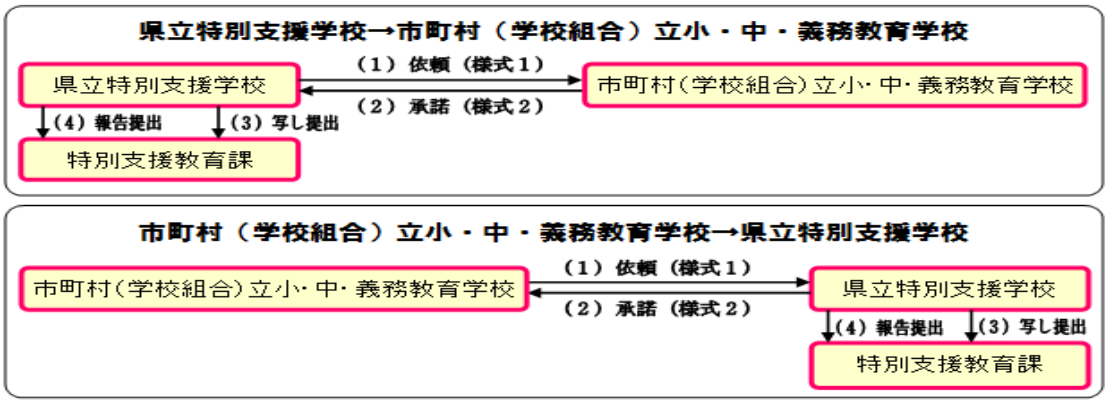

※「心のバリアフリー」とは、様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うこと（「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画」平成 29 年 2 月 20 日ユニバーサルデザイン 2020 関係閣僚会議）

（４）取組紹介

「障がい者スポーツを通した交流及び共同学習の取組」

鳥取県が平成２７～２９年度に受託した文部科学省「学校における交流及び共同学習を通じた障がい者理解（心のバリアフリー）の推進事業」において、鳥取県立鳥取盲学校中学部と学校法人鶏鳴学園青翔開智中学校は、視覚障がい者スポーツ「ゴールボール」「フロアバレー」を通した学校間交流に取り組みました。取組例を通して、交流及び共同学習の充実に向けたポイントを紹介します。

① 関係者の共通理解・教育課程への位置付け

同世代と交流したい

生涯のスポーツに出会う機会がほしい

地域とつながりたい

視覚障がいへの理解を深めたい

ゴールボールやフロアバレーを通して

「体育」で実施
体を動かす喜びを感じ、同世代の友達とかかわる意欲や態度を育てたい

「道徳」で実施
多様な価値観や、障がいのある友達とかかわる意欲や態度を育てたい

交流及び共同学習は、両校（両学級）の児童生徒の成長につながることが基本です。そのためには、交流及び共同学習を通して、児童生徒のどのような資質・能力を育成するのかを明確にしたうえで、年間を通じて計画的に取組を進めていくことが大切です。

②教員の打ち合わせ・児童生徒の事前学習

交流及び共同学習を円滑に進めるためには、担当する教員同士が事前の打ち合わせや情報交換等を入念に行い、必要な準備や調整を行っておくことが大切です。また、児童生徒が安心して活動に参加するためには、活動内容や役割分担等に見通しを持たせるとともに、障がいのない児童生徒にとっては障がいに関する正しい知識や適切なかかわり方等を、障がいのある児童生徒にとっては自分の気持ちの表現の仕方等を事前に学習しておくことが大切です。

フロアバレー教職員事前研修

③指導や評価の工夫

自己紹介カードの交換

アイスブレイク

作戦タイム

対戦

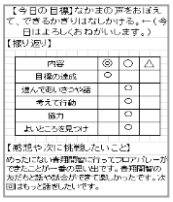

【今日の目標】なかまの声をおぼえて、できるかぎりはなしかける。←（今日はよろしくおねがいします。）

【振り返り】

	◎	○	△
内容			
目標の達成	○		
進んで取り組こうとする態度		○	
考えて行動		○	
協力		○	
よいところを見つけた		○	

【感想や次に挑戦したいこと】

めったにない時間割で行ってフロアバレーができたことが一番の思い出です。時間割の知らせを急いで出すのが遅くて悪いかったです。次回はもっと練習したいです。

振り返り

実施に当たっては、お互いの関係づくりの時間を十分に確保したり、ペアや小グループでの活動を充実させたりするなど、児童生徒が安心して主体的に活動に参加できる工夫が大切です。また、事前事後のアンケートや自己評価などに継続して取り組み、自分や友達の成長に気づいたり、次回への意欲につなげたりすることで、交流及び共同学習のさらなる充実が図られます。

＜参考資料＞

文部科学省ホームページ「交流及び共同学習ガイド」

文部科学省「障害のある幼児児童生徒と障害のない幼児児童生徒の交流及び共同学習等の推進について」

8　鳥取県の特別支援教育の現況について

（１）特別支援学校の現況

令和元年５月１日現在

	学校名	幼児・児童・生徒数															
		幼稚部			小学部				中学部				高等部			専攻科	計
		本校	分校	計	本校	分校	訪問	計	本校	分校	訪問	計	本校	訪問	計		
特別支援学校	鳥取盲学校	－	－	－	1 (0)	－	－	1 (0)	2 (2)	－	－	2 (2)	5 (2)	－	5 (2)	2	10 (4)
	鳥取聾学校	5 (0)	8 (1)	13 (1)	5 (0)	1 (0)	－	7 (0)	5 (0)	2 (1)	－	7 (1)	5 (2)	－	5 (2)	－	32 (4)
	鳥取養護学校	－	－	－	20 (16)	－	－	20 (16)	18 (11)	－	－	18 (11)	27 (19)	－	27 (19)	－	65 (46)
	白兎養護学校	－	－	－	52 (45)	－	6 (6)	58 (51)	34 (20)	－	1 (1)	35 (21)	49 (21)	4 (4)	53 (25)	－	146 (97)
	倉吉養護学校	－	－	－	33 (25)	－	－	33 (25)	40 (19)	－	－	40 (19)	42 (20)	－	42 (20)	－	115 (64)
	皆生養護学校	1 (1)	－	1 (1)	15 (14)	1 (0)	3 (3)	19 (17)	13 (12)	10 (0)	2 (2)	25 (14)	27 (22)	2 (2)	29 (24)	－	74 (56)
	米子養護学校	－	－	－	48 (31)	－	－	48 (31)	46 (25)	－	－	46 (25)	60 (20)	－	60 (20)	－	154 (76)
	琴の浦高等特別支援学校	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	112	－	112	－	112
	鳥取大学付属特別支援学校	－	－	－	10	－	－	10	16	－	－	16	21	－	21	7	54
	合　　計	14 (2)			195 (140)				189 (93)				354 (112)			9	761 (347)

※（　）内の数字は重複障がいのある幼児児童生徒数を内数で表している。

（２）特別支援学級の現況

区分	設置学校数			設置学級数			児童生徒数		
	小学校	中学校	計	小学校	中学校	計	小学校	中学校	計
知的障がい	112	50	162	119	57	176	418	199	617
肢体不自由	25	4	29	25	4	29	26	4	30
病弱・身体虚弱	18	15	33	19	15	34	24	18	42
弱視	4	2	6	4	2	6	4	2	6
難聴	18	3	21	18	3	21	19	3	22
言語障がい	5	0	5	5	0	5	7	0	7
自閉症・情緒障がい	104	57	161	143	77	220	635	311	946
計	119	57	176	333	158	491	1133	537	1670

（３）進路状況

【中学校特別支援学級卒業後の進路】
（平成３１年３月卒業者）

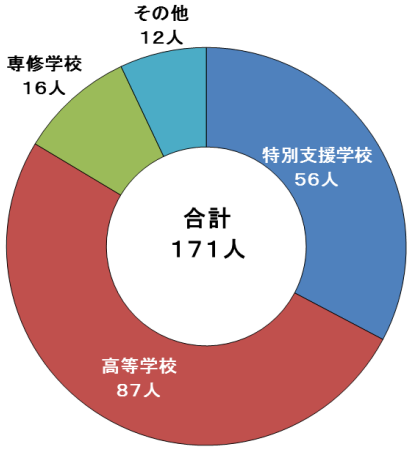

【特別支援学校高等部・専攻科卒業者の進路】
（平成３１年３月卒業者）

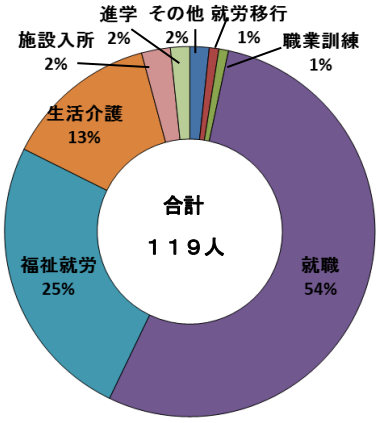

（４）発達障がいのある児童生徒数

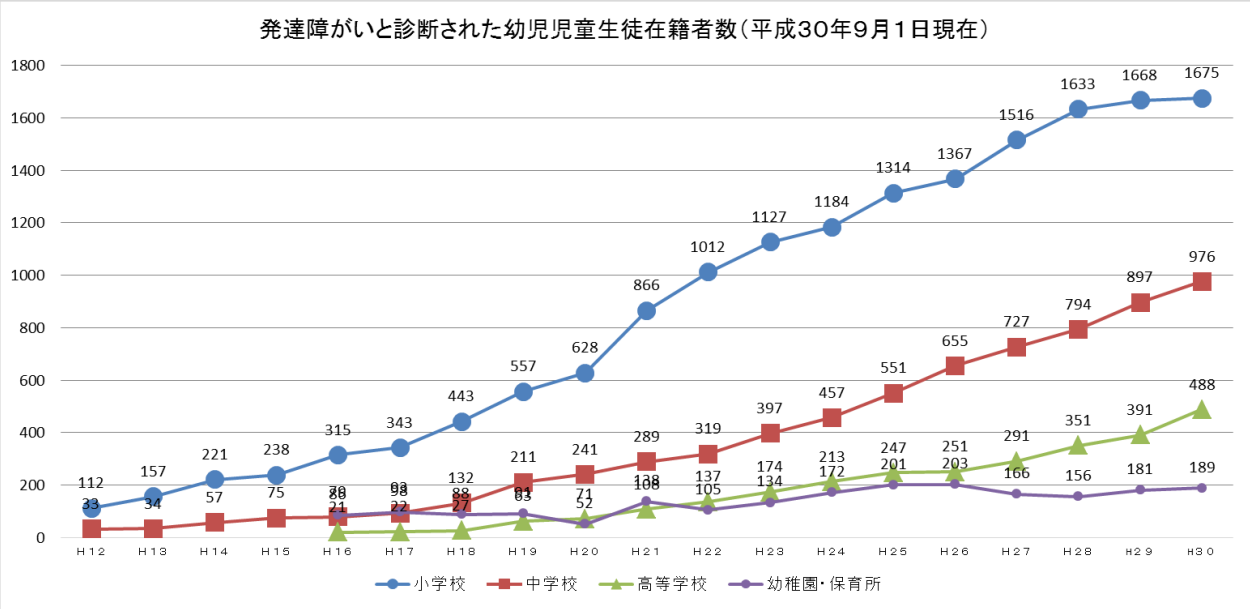

（注）医師により発達障がいと診断されている幼児児童生徒のうち、学校・園が把握している数を表しています。

＜全児童生徒数に対する割合＞（平成30年9月1日時点）

	全児童生徒数（人）	発達障がいと診断されている児童生徒の数（人）	割合（%）
全　体	５９，９４７	３，１３９	５．２%
小学校	２９，１９０	１，６７５	５．７%
中学校	１５，２６９	９７６	６．４%
高等学校	１５，４８８	４８８	３．１%

9　障がい児福祉保健施策の情報

身体障がいや知的障がいのある児童、発達に不安のある児童とそのご家族が、よりよい日常生活や社会生活を送るために、様々な援助を行っています。
※制度名や施設種別名については「障害」と表記しています。　　※［　　］・・・実施機関・相談窓口

（1）疾病・障がいの早期発見

○疾病や障がいを早期に発見し、必要なアドバイスを行います。
◆乳幼児健診等　　乳児健診、１歳６か月健診、３歳児健診、５歳児健診（発達相談）等　［市町村］
◆相談・指導　　健康相談指導（育児相談、育児教室、訪問指導）　［保健所・市町村］
　　障がいの判定、相談・指導等を行います。　［児童相談所］

（2）福祉サービス

○障がい児に、様々な福祉サービスの提供を行います。（施設に入所されている児童は、一部を除き対象となりません。）
◆障がい児等地域療育支援事業　［県立総合療育センター、県立鳥取療育園、県立中部療育園、県立皆成学園、鳥取市立若草学園、米子市立あかしや、ＮＰＯ法人陽なた］
・身近な地域での療育相談・アドバイスを専門スタッフが行います。
◆日中一時支援事業　［市町村］
・特別支援学校終了後や夏休み等に、障がい児（者）を一時的にお預かりし、介護する家族の負担を軽減します。
◆障害児通所支援事業（児童発達支援、放課後等デイサービス）　［市町村］
・日中、放課後、夏休み等に、生活能力向上のための訓練や社会との交流促進等に関する支援を行います。
◆障がい児者在宅生活支援事業　［市町村］
◇施設入所障がい児者等在宅生活支援事業
・入所・入院又は入居中の障がい児者が一時帰宅する場合に、在宅サービスの利用料の一部を助成します。
◇要医療障がい児者在宅生活支援事業
・体位変換に常時介護を要する在宅の重度身体障がい児者等のエアーマットレスのレンタル費用の一部を助成します。
・医療行為が必要な障がい児者が家庭外で集まり活動する場合に、看護師の派遣費用の一部を助成します。
・医療行為が必要な障がい児者を受け入れる事業所に対して、看護師配置費用及び医療機器購入費の一部を助成します。
・医療行為が必要な障がい児者が利用するグループホーム等を活用した日帰り体験事業又は宿泊体験事業を実施する団体の活動経費の一部を助成します。
◇重度身体障がい児者等在宅生活支援事業
・筋ジストロフィーなどの神経・筋疾患や重症心身障がい児者等が入院する場合に、一時的に家族以外の者が付き添いをする経費の一部を助成します。
・神経・筋疾患・痙直型四肢麻痺等の重度身体障がい児者等の排痰補助装置のレンタル費用の一部を助成します。
◇身体障害者手帳交付対象外の難聴児への補聴器購入等助成事業
・身体障害者手帳の交付対象外で補聴器が必要な難聴児に対し、補聴器の購入費用等の一部を助成します。
◆障がい児保育・医療的ケア児保育等　［県・市町村］
・特別な支援を必要とする児童に対して、保育士、看護師、放課後児童支援員等を配置する支援を行います。

（3）施設福祉サービス

○施設への入所については各児童相談所、通所については各市町村が支給決定します。
◆福祉型障害児入所施設
松の聖母あすなろ園（鳥取市）　　県立皆成学園（倉吉市）
◆福祉型児童発達支援センター
鳥取市立若草学園（鳥取市）　　倉吉東こどもの発達デイサービスセンター（倉吉市）
米子市立あかしや（米子市）　　ＮＰＯ法人陽なた（境港市）

◆医療型障害児入所施設　※医療型ショートステイ（短期入所）も行っています。
鳥取医療センター（鳥取市）　　県立総合療育センター（米子市）
◆医療型児童発達支援センター
県立鳥取療育園（鳥取市）　　県立中部療育園（倉吉市）
県立総合療育センター（米子市）　博愛こども発達・在宅支援クリニック（米子市）

（４）その他の施策

〇本人や家族の負担軽減や生活の安定のために、手当等や医療費等の給付の制度があります。

◆医療費等

◇特別医療費助成　［市町村］

・重度障がい児（者）、ひとり親家庭、小児等の医療費を助成します。

◇自立支援医療費の支給　［県・市町村］

・心身の障がいの状態の軽減を図り、自立した生活を営むための医療制度です。

◇補装具の購入・修理　［市町村］

・眼鏡、補聴器、義肢、車いす等、身体上の障がいを補う用具に係る費用を支給します。

◇日常生活用具の給付・貸与　［市町村］

・障がい児者の日常生活を支援する用具を給付または貸与します。

◆手当等

◇特別児童扶養手当　［県・市町村］

・障がい児を監護・養育している保護者等に支給します。

◇障害児福祉手当　［県・市町村］

・重度の障害があり、日常生活に常時の介護を要する児童に支給します。

◇心身障害者扶養共済制度　［県・市町村］

・障がい児（者）を扶養している方が一定の掛け金を納めることにより、障がい児（者）に年金を支給します。

（５）障がいのある児童に関する相談先

＜障がい児に関する相談＞

東部	県立鳥取療育園	☎０８５７－２９－８８８９	Fax０８５７－２９－９３００
	鳥取市立若草学園	☎０８５７－２８－１２３３	Fax０８５７－２８－１２３３
中部	県立皆成学園	☎０８５８－２２－７１８８	Fax０８５８－２２－７１８９
	県立中部療育園	☎０８５８－２２－７１９１	Fax０８５８－２２－７１９２
	『エール』発達障がい者支援センター	☎０８５８－２２－７２０８	Fax０８５８－２２－７２０９
西部	県立総合療育センター	☎０８５９－３８－２１６３	Fax０８５９－３８－２１５６
	米子市立あかしや	☎０８５９－２９－２５８５	Fax０８５９－２９－２５８５

＜児童に関する総合相談＞

東部	福祉相談センター	☎０８５７－２３－１０３１	Fax０８５７－２１－３０２５
中部	倉吉児童相談所	☎０８５８－２３－１１４１	Fax０８５８－２３－６３６７
西部	米子児童相談所	☎０８５９－３３－１４７１	Fax０８５９－２３－０６２１

＜重度障がい児者に関する相談＞

東部	相談員　小谷（こだに）　尚史（ひさし）	☎０９０－４８０３－３１３１（ 随時 ）	Mail　soudan14-toubu@docomo.ne.jp
中部	相談員　林（はやし）　るみ子（こ）	☎０８０－２９０４－５２７３（ 随時 ）	Mail　soudan14-chubu@docomo.ne.jp
西部	相談員　米谷（こめたに）　美恵（よしえ）	☎０８０－９７９３－４４３５ （１２時～２１時）	Mail　soudan14-seibu@softbank.ne.jp

10　特別支援教育課発行物の紹介
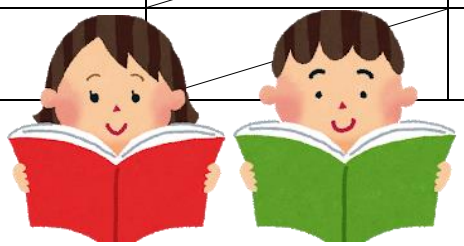
	発　　行　　物	ホームページ URL	形態
切れ目ない支援	就学事務の手引き（平成３０年４月改訂）	https://www.pref.tottori.lg.jp/247422.htm	冊子
	改訂版　本人・保護者・学校等のための個別の教育支援計画～作成・活用マニュアル～（平成２７年３月）	https://www.pref.tottori.lg.jp/123222.htm	冊子
	支援をつなぐ～よりよい学校生活を送るために～	https://www.pref.tottori.lg.jp/123222.htm	リーフレット
小・中・高等学校	小・中・高等学校における特別支援教育の進め方 みんなで支援改訂版（平成１８年３月）	https://www.pref.tottori.lg.jp/123222.htm	リーフレット
	通常の学級における特別支援教育～小学校・中学校編～（平成２３年３月）	https://www.pref.tottori.lg.jp/123222.htm	冊子
	特別支援学級担任のための手引（平成２２年３月）	https://www.pref.tottori.lg.jp/81327.htm	冊子
	特別支援学級担任のための手引　第２号（平成２３年１月）	https://www.pref.tottori.lg.jp/81327.htm	冊子
手話言語	手話ハンドブック入門編（冊子版）	https://www.pref.tottori.lg.jp/265406.htm	冊子
	手話ハンドブック活用編（冊子版）	https://www.pref.tottori.lg.jp/265407.htm	冊子
	手話ハンドブック入門編・活用編（ＤＶＤ版）	https://www.pref.tottori.lg.jp/265408.htm	ＤＶＤ
	手話言語条例学習教材「ＡＫＡＳＨＩ～証～」（冊子版）	https://www.pref.tottori.lg.jp/265402.htm	冊子
	手話言語条例学習教材「ＡＫＡＳＨＩ～証～」（ＤＶＤ版）		ＤＶＤ
特別支援学校技能検定	技能検定のてびき　清掃部門		冊子
	技能検定のてびき　清掃部門 －じゅうたん床清掃及びガラス・窓枠清掃－		冊子
	技能検定（清掃部門）－じゅうたん床清掃及びガラス・窓枠清掃－のてびき DVD		ＤＶＤ
	技能検定の手引き　喫茶サービス部門		冊子
	技能検定の手引き（喫茶部門）のてびき DVD		ＤＶＤ